

# 『氷川町人権啓発作品』募集

## 1.趣旨

- ① 町民の人権についての意識を高めます。
- ② 応募作品の展示や発表を通して、町民への人権啓発を図ります。

## 2.主催

氷川町人権啓発推進協議会

## 3.対象

- ① 児童・生徒の部  
氷川町内の小・中学校に通学している児童生徒
- ② 一般の部  
①を除く氷川町に住んでいる人

## 4.周知

児童・生徒の部は、各学校へ募集案内により周知。

一般の部は、町広報誌およびホームページにより周知。

## 5.作品の内容

人権に関する内容

- ① 部落差別と人権、子どもと人権、障がい者と人権、高齢者と人権、女性と人権、いじめ問題などさまざまな人権問題。
- ② 命の尊さや大切さ(戦争と平和、環境など)。

## 7.応募期限と提出先

締切日 9月5日(金)(厳守)  
提出先 氷川町役場 総務課

|       |                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ①標 語  | A 4 サイズの用紙に記入                                                               |
| ②書 道  | 「じんけん」「人権」「人権啓発」など(必ず清書用紙)<br>「差別をなくそう」など(必ず小型条副用紙)<br>※題名以外でも人権に関するものであれば可 |
| ③ポスター | 四つ切サイズ                                                                      |

- ③ ぐらしや身の回りの体験や出来事(学校・家庭・地域のことなど)。
- ④ 自分の進路、生き方
- ⑤ 男女で築く豊かな社会
- ⑥ その他

## 8.審査

① 各部門から各学年・一般3点ずつ選出し、入選作品とします(ただし、入選作品がない場合もあります)。

② 入選作品から各部門で各学年・一般1点を優秀作品として選出し、残りの作品を佳作とします。

③ 優秀作品者には、記念品を贈り表彰します。

④ 全応募者に参加賞を贈呈します(ただし、この応募実施要項を満たす応募者に限りません)。

⑤ 原則として、応募作品は返却しません。ただし、学校経由の応募作品については、学校を経由して年度末までに返却します。

## 9.作品の発表および使用

入選作品は、次のとおり、人権啓発に関する広報などにお

いて、発表および使用します。

- ① 広報誌やホームページ
- ② 各小・中学校および人権啓発講演会会場などでの展示
- ③ 懸垂幕、看板、のぼりなどの掲示

※なお、応募作品の著作権は、主催者に帰属します。発表および使用する際に原案を編集することもあります。

## 10.作品の応募について

《児童・生徒の部》  
応募については、各学校を通しての応募となります。

## 《一般の部》

## 応募方法

作品には住所、氏名を記入

※氏名は提出された表記で発表します。

- ◆ 注意事項  
・ 氏名を発表しますので、匿名・仮名作品は認めません。
- ・ 作品については人権を侵さないように配慮し、確認の上、推敲および清書し、そのまま載せてよい状態で提出してください。

## ◆ お問い合わせ・応募先

氷川町役場 総務課 行政係  
☎ 52・7111

平成25年度 優秀作品(会長賞・副会長賞受賞作品)

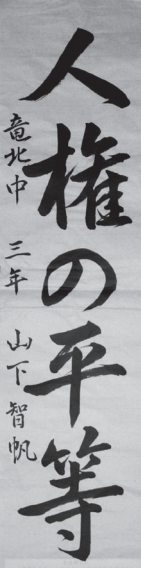
【ポスターの部】会長賞  
竜北西部小5年 那須 鈴杏さん

仲間と絆を  
めよう!!



【書道の部】副会長賞 竜北中3年 山下 智帆さん

人権の平等



【標語の部】副会長賞 竜北中3年 西田 早希さん

「ありがとう」 些細な言葉が 嬉しくて

## い存じですか？

# 児童扶養手当制度

## 児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、自立促進のために支給される手当です。

## ◆ 受給資格者

次の支給要件に該当する18歳に達する日以後の、最初の3月31日まで(特別児童扶養手当を受給、または同等の障がいの状態にある場合は20歳未満)の児童について①監護している母②監護して生計を同じくする父③父母に代わってその児童を養育している養育者です。

## 【支給要件】

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引

き続き1年以上拘禁されている児童

・ 婚姻によらないで懐胎した児童

・ 児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※支給要件に該当していても、次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ・ 受給資格者(父、母または養育者)もしくは児童が日本国内に住所を有しない
- ・ 受給資格者(父、母または養育者)が公的年金給付(老齢福祉年金を除く)を受けることができる
- ・ 対象児童が父または母の死亡により支給される公的年金を受けることができる
- ・ 対象児童が労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができ、事由発生から6年を経過していない
- ・ 対象児童が児童福祉施設などに入所しているか、里親に委託されている
- ・ 対象児童が父または母の配偶者(事実婚と同様の事情を含む)に養育されている
- ・ 対象児童が受給者でない父または母と生計を同じくしている(父または母が障がい

| 児童数   | 全部支給額(月額)      | 一部支給額(月額)<br>※10円単位で設定 |
|-------|----------------|------------------------|
| 1人    | 41,020円        | 41,010円～9,680円         |
| 2人目   | 5,000円を加算      |                        |
| 3人目以降 | 1人につき3,000円を加算 |                        |

| 支払期間     | 支払日    |
|----------|--------|
| 12月分～3月分 | 4月11日  |
| 4月分～7月分  | 8月11日  |
| 8月分～11月分 | 12月11日 |

※金融機関が休業日の場合は、直前の休業日でない日が支払日になります。

| 扶養親族の数 | 受給資格者本人 |       | 配偶者および扶養義務者 |
|--------|---------|-------|-------------|
|        | 全部支給    | 一部支給  |             |
| 0人     | 19万円    | 192万円 | 236万円       |
| 1人     | 57万円    | 230万円 | 274万円       |
| 2人     | 95万円    | 268万円 | 312万円       |
| 3人     | 133万円   | 306万円 | 350万円       |
| 4人     | 171万円   | 344万円 | 388万円       |
| 5人     | 209万円   | 382万円 | 426万円       |

## ◆ 所得による支給制限

受給資格者の前年(1月分から7月分は前々年)の所得額に、養育費の8割相当額を加算した額が、所得制限限度額以上である場合は、手当額の全部または一部が支給停止となります。

また、扶養義務者(受給資格者の配偶者、生計同一の直系血族および兄弟姉妹)の所得額が所得制限限度額以上である場合は、全部支給停止となります。

## 児童扶養手当の認定請求

認定請求を希望される人は、町民環境課へお問い合わせください。事前に支給要件に該当するかどうかの確認を行い、必要な書類をお渡しします。

また、請求時に必要となる書類は、支給要件や世帯の状況などにより異なりますので、ご理解ください。

## 児童扶養手当現況届の提出

8月は児童扶養手当現況届の提出月です。対象者には現況届を送付しておりますので、必要書類と一緒に8月15日(金)までに、町民環境課または宮原振興局総務振興課へ提出をお願いいたします。現況届の提出がないと、8月分以降の手当の支給が差し止められますので、ご注意ください。



お問い合わせ先  
町民環境課 町民環境係  
☎ 52・5851(直通)